

○飯塚市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

平成27年12月1日

飯塚市告示第438号

改正 H29-211、H29-352、H30-263

飯塚市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱(平成27年飯塚市告示第56号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、法第3条第2項、第3項及び第5項に規定する生活困窮者自立相談支援等事業(以下「事業」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(H29-352、H30-263一改)

(事業の実施内容)

第2条 事業の実施内容は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業は、次のとおりとする。

ア 生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況及び本人の意思を十分に確認すること(以下「アセスメント」という。)を通じて、生活困窮者の状況に応じた支援の種類及び内容等を記載した計画(以下「自立支援プラン」という。)の作成等を行い、当該自立支援プランに基づく支援の効果を評価し、又は確認しながら本人の自立までを包括的かつ継続的に支える支援

イ 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制の構築、関係機関との連携及び社会資源の活用等を行う支援

(2) 法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)に係る支援は、次のとおりとする。

ア 住居確保給付金に係る相談、申請の受付、報告書等の提出の支援(支給決定に関する事務は除く。)

イ 住居確保給付金の受給者に対し、早期に就労又は増収を図ることができるよう就職活動に向けた面接相談による支援

(3) 法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善事業は、次のとおりとする。

ア 家計表やキャッシュフロー表を活用して家計の見える化を図り、家計再生プランを作成し、生活困窮者自身の家計の改善の意欲を高める支援

イ 滞納解消や各種給付制度等の利用に向けた支援及び多重・過剰債務の整理に関する支援

ウ その他、家計再生に必要な支援

(4) 市内の関係機関及び他の自治体との調整を行い、事業の認知度を向上させるための周知及び広報を行うことにより、相談者への事業の普及啓発等を図る業務

(H29-352、H30-263一改)

(対象者等)

第3条 面接相談の対象者は、市内に居住、就労又は就学している生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 生活困窮者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する要保護者であると見込まれる場合は、当該相談者を速やかに生活支援課に引き継ぐものとする。

(H29-211、H30-263一改)

(相談室の設置)

第4条 事業の包括的かつ計画的な実施を図るため、生活自立支援相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

(H30-263一改)

(配置職員)

第5条 相談室に配置する職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該各号に定める業務を行うものとする。

(1) 相談室長 相談室における相談業務全般のマネジメントを行うとともに、関係機関等との連携を図る業務

(2) 主任相談支援員 事業における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導及び育成、支援困難ケースへの対応等高度な相談支援を行うとともに、社会資源の活用及び社会資源との連携等を図る業務

(3) 相談支援員 生活困窮者へのアセスメント及び自立支援プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながら自立支援プランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理、訪問支援等を行う業務

(4) 就労支援員 生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所及び協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う業務

(5) 家計改善支援員 生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、様々な社会

資源を活用しながら、家計再生のための情報提供や助言を行う業務

- 2 相談室には、前項各号に掲げる職員以外の者を、必要に応じて配置することができるものとする。
- 3 第1項第2号から第4号までに規定する職員は、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 第1項第1号の相談室長は、同項第2号の主任相談支援員をもって充てることができるものとする。また、同項第3号の相談支援員は、同項第4号の就労支援員を兼務することができるものとする。

(H30-263一改)

(自立支援プランの作成)

第6条 相談室長は、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に把握し、背景、要因等进行分析しながら、生活困窮者とともに自立支援プラン案を作成するものとする。

- 2 自立支援プラン案には、相談室長が自ら実施する支援に加え、次に掲げる生活困窮者の自立を促進するために必要な支援を盛り込むものとする。
  - (1) 住居確保給付金の支給に関すること。
  - (2) 就労に必要な基礎知識、能力等の習得に関すること。
  - (3) 家計再生に関すること。
  - (4) 子どもの学習支援に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる支援に関すること。
- 3 相談室長は、次条に規定する協議により同意を得た就労準備支援事業等(前項第2号及び第3号に規定する支援をいう。)が盛り込まれた自立支援プランを市長に提出するものとする。また、就労準備支援事業等を含まない自立支援プランについては、市長に報告するものとする。

(H30-263一改・一部未施行)

(支援調整会議)

第7条 相談者の支援に関する調整等を行うため、生活困窮者自立相談支援等事業支援調整会議(以下「支援調整会議」という。)を必要に応じ開催し、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自立支援プラン案が、相談者の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを合議のもとで検討すること。
- (2) 相談室長が、自立支援プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共有

し、支援の実施に当たって必要な調整を行うこと。

(3) 自立支援プランの終結又は中断時において、自立支援プランを評価し、支援終結等の可否について検討すること。

(4) 地域の課題として不足する社会資源を認識し、その解決について検討すること。

2 相談室長は、必要があると認めるときは、生活困窮者に支援調整会議への出席を求めることができる。

(H29-352、H30-263一改)

(支援期間)

第8条 自立支援プランには、事業による支援を行う期間(以下「支援期間」という。)を定めるものとする。

2 前項の支援期間は、自立支援プラン決定後、1年以内とする。ただし、市長が支援期間を延長する必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により支援期間を延長したときは、新たに自立支援プランを作成するものとする。

(支援決定)

第9条 市長は、第6条第3項の規定により提出を受けた自立支援プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用の可否について決定を行い、生活困窮者に当該可否を通知するものとする。

(H30-263一改)

(支援の中止)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、事業による支援を中止することができるものとする。

(1) 生活困窮者が事業の利用を一時辞退する旨を申し出たとき。

(2) 事業による支援を継続することが困難となる事情が生じたとき。

(H30-263一改)

(支援の終了)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、事業による支援を終了するものとする。

(1) 支援期間が満了したとき。ただし、支援期間の延長が見込まれるときは、この限りでない。

(2) 他の関係機関へ引き継ぎとなったとき。

(3) 生活困窮者が死亡したとき。

- (4) 生活困窮者が事業の利用を辞退する旨を申し出たとき。
- (5) 前条第2号に定める事由が2箇月以上解消しないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業による支援を行う必要がなくなったと認められる場合であって、その終了について生活困窮者の同意を得たとき。

(H30-263一改)

(事業の委託)

第12条 事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託して実施することができるものとする。

2 第5条第1項から第4項までの規定は、前項の規定により相談室の運営を委託した場合に準用する。

(補則)

第13条 事業の手続きについては、厚生労働省が示す自立相談支援事業の手引き、家計相談支援事業の手引き及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルに定めるところによるものとする。

(H29-352一改)

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、事業の手続きその他必要な事項は、別に定める。

(H30-263一改)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の飯塚市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年7月18日 告示第211号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年12月13日 告示第352号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月14日 告示第263号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。